

「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築
工事に伴う工事監理委託業務」に係る指名競争入札参
加要領

湯梨浜町

入札に係る問い合わせ先

〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町総務課財務管財係

電話 0858-35-5301

入札参加要領

「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」に係る指名競争入札については、この入札参加要領によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名 湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務

(2) 業務場所 湯梨浜町大字長江地内ほか

(3) 業務内容 湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理業務
(概要)

対象工事 湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎新築工事(建築)
湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎新築工事(機械設備)
湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎新築工事(電気設備)
湯梨浜町立統合中学校(仮称)屋内運動場新築工事(建築)
湯梨浜町立統合中学校(仮称)屋内運動場新築工事(機械設備)
湯梨浜町立統合中学校(仮称)屋内運動場新築工事(電気設備)
※ 屋内運動場は自転車置場を含む。

施設用途 中学校

構造 主構造 校舎棟RC3階建 屋内運動場RC一部2階建

工事種別 建築一般工事(建築・機械設備・電気設備)

建築面積 校舎棟 6,823 m²

屋内運動場 3,335 m² (テラス含む 3,515 m²)

(委託業務)

ア 工事監理業務実施計画書の作成

イ 施工計画を検討し、助言する業務

ウ 施工図を設計図書に照らして検討及び承諾する業務

エ 工事の実施状況の確認と必要に応じ調査職員への報告

オ 施工の検査及び工事契約図書に適合しない場合の手直し等の指示及び確認

カ 施工上の理由等による設計変更要領書の作成

キ 関係官公署の検査に係る受験の指導と立会い

ク 施工計画の検討及び承諾後、調査職員と協議し項目ごとの施工状態を報告

ケ 工事監理業務完了手続

(4) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで

(5) 予定価格 68,103,720円(消費税及び地方消費税額を含む)

2 入札参加申請書の提出ができる者

本件業務は、指名競争入札に付するため予備指名された者で構成する特定委託業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同受注とし、本件業務に係る入札参加申請書の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 本件業務は、共同企業体による履行とする。
- イ 共同企業体は、2者による自主結成とする。
- ウ 共同企業体の構成は、鳥取県中部に本店を有する者が1社以上含まれていること。
- エ 共同企業体において、建築士法第4条の規定による一級建築士の資格を有する者（以下「一級建築士」という。）で各構成員と直接かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、申請書等の提出のあった日の3か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者を本件業務の監理技術者として適切に配置できること。
- オ 共同企業体の各構成員の出資比率30%以上とすること。
- カ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。
- キ 共同企業体の各構成員は、本件業務の入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成27・28年度湯梨浜町入札参加資格審査に基づく建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を有し、平成28年8月16日付の本業務に係る予備指名を受けた者であること。
- ウ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの間に、湯梨浜町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年10月1日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けており、契約日時点で登録を抹消されていないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 一級建築士の資格を有し、直接かつ恒常的な雇用関係にある者を3名以上有していること。
- イ 平成15年度以降、単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の場合に限る。）として、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延床面積1,500㎡以上の建物の建築設計業務（新築又は増築に係るものに限る。）を行った実績を有すること。
- ウ アの者の中から、一級建築士の資格取得後5年以上の設計業務に係る実務経験を有する者を本件業務の管理技術者として配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

- 一級建築士の資格を有し、直接かつ恒常的な雇用関係にある者を本件業務の技術者として1名以上配置できること。

3 共同企業体

(1) 代表構成員

企業体の代表構成員は入札、請負代金の請求等当該工事に関する事務を各構成員を代表して行うものとする。また、町は当該業務の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて代表構成員を相手方とし、代表構成員に通知した事項は、他の構成員にも通知したものと

みなすものとする。

(2) 有効期間

- ア 共同企業体の有効期間は、入札の結果、町が契約をした共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約の議決を得た日をもって終了するものとする。
- イ 契約企業体の有効期間は、当該業務完了後3ヵ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても当該業務に瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。
- ウ 契約締結の際は、契約書に契約企業体協定書を添付しなければならない。
- エ 契約共同企業体の代表構成員は、契約の議決後速やかに共同企業体編成表を町長に提出しなければならない。

4 指名競争入札の参加申請

本件業務に係る指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 特定委託業務共同企業体使用印鑑届（様式第3号）
 - エ 特定委託業務共同企業体協定書
- ※申請書等の作成書式は、各自で湯梨浜町ホームページに掲載されているものをダウンロードすること。（掲載期間：平成28年8月16日（火）から平成28年9月30日（金）まで）

(2) 受付期間

- ア 提出期間及び時間 平成28年8月16日（火）から平成28年8月22日（月）までの日（湯梨浜町の休日を定める条例（平成16年湯梨浜町条例第2号）第1条に規定する湯梨浜町の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで及び平成28年8月23日（火）午前9時から正午まで
- イ 提出場所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
湯梨浜町役場総務課財務管財係（電話 0858-35-5301）
- ウ 提出方法 1部持参すること。
- エ その他
 - （ア） 申請書等の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された申請書等は、返却しない。
 - （イ） 提出された申請書等は、提出した者に無断で本入札以外の用途には使用しない。

5 入札参加者の選定

2に掲げる申請者提出された申請書等に基づき、2に掲げる条件を具備する申請者の中から湯梨浜町建設工事指名審査委員会に諮り審査し、本件の競争入札参加者を指名する。

6 本入札の手続等

- (1) 入札執行の日時平成28年9月15日（木）午前10時30分
- (2) 入札執行の場所 湯梨浜町役場第2会議室（本庁舎2階）
- (3) 入札保証金免除

(4) 郵便又は信書便等による入札無効

※入札書は様式4号を使用すること。

7 その他

(1) この基準に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

(2) 契約及び入札の方法について、この要領に規定していない事項については、湯梨浜町財務規則及び湯梨浜町特定建設工事共同企業体試行運用基準に準ずるものとする。

(3) 本件に係る照会窓口は、湯梨浜町総務課財務管財係（電話 0858-35-5301）とする。

特定委託業務共同企業体入札参加申請書

湯梨浜町長 様

今般、連帯責任によって「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」の共同履行を目的として特定委託業務共同企業体を結成したので、当該業務競争入札への参加を希望し、「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」に係る指名競争入札参加要領を承知のうえ、関係書類を添えて申請します。

また、構成員は代表構成員に当該業務に係る下記の権限を委任し、代表構成員はこれを受任します。

記

共同企業体の名称

特定委託業務共同企業体

- 委任事項
- 1 入札・契約に関する一切の権限
 - 2 請負代金に係る請求及び受領に関する一切の権限
 - 3 復代理人選任に関する一切の権限

代表構成員 住 所

名 称

代表者指名

印

構 成 員 住 所

名 称

代表者指名

印

様式第2号

誓 約 書

平成 年 月 日

湯梨浜町長 様

業 務 名 湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う
工事監理委託業務

- 1 上記業務の入札参加に当たり、「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」に係る指名競争入札参加要領及び関係法令等を遵守し、談合等により入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。
- 2 この度の特定委託業務共同企業体入札参加申請に関する提出書類の記載事項は全て事実と相違ないことを誓約します。
- 3 「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」に係る指名競争入札参加要領2(入札参加申請書の提出ができる者)に掲げる要件をすべて満たしていることを誓約します。
- 4 落札、契約締結の運びとなったときは、設計図書等並びに湯梨浜町及び監督官庁の法令を遵守し業務を履行することを誓約します。

(共同企業体の名称) 特定委託業務共同企業体

代表構成員 住 所

名 称

代表者指名

印

構 成 員 住 所

名 称

代表者指名

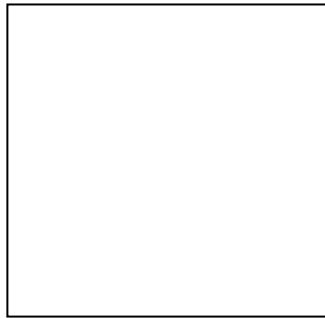
印

様式第3号

特定委託業務共同企業体使用印鑑届

平成 年 月 日

湯梨浜町長 様



上記印鑑を、本特定建設委託業務共同企業体における入札の参加、契約の締結並びに委託料の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

(共同企業体の名称) 特定委託業務共同企業体

代表構成員 住 所

名 称

代表者氏名

印

構 成 員 住 所

名 称

代表者氏名

印

入札書

入札金額 一金 円也

業務名 湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務

業務箇所(位置) 湯梨浜町大字長江地内ほか

上記のとおり湯梨浜町財務規則(平成16年湯梨浜町規則第48号)その他業務設計書、仕様書、図面、実地等及び「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」に係る指名競争入札参加要領を承知し入札します。

平成 年 月 日

入札者 住 所
名称又は商号
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

湯梨浜町長 宮脇正道様

- (注意) 1 入札書は封筒に入れ表面に「工事名、入札書」裏面に住所、氏名を記載して封印すること。
2 金額は訂正してはならない。
3 金額は1. 2. 3の字体で記載すること。(消費税抜きとすること。)
4 再入札のときは「入札書」の上に「再」の字を付けること。
5 郵便により入札する場合は、封筒に「入札書在中」と表記し、書留郵便をもって送付しなければならない。

【協定書例】

〇〇・〇〇特定委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 湯梨浜町発注の「湯梨浜町立統合中学校(仮称)校舎・屋内運動場新築工事に伴う工事監理委託業務」(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「委託業務」という。)の受注
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定委託業務共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、委託業務の委託契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 委託業務を受注することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇会社

鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料(前払金及び部分払代金を含む。)の請求、受領及び当企業体の属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇会社 〇〇%

〇〇会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の委託契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇会社と〇〇会社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、〇通は各自所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印